

職員及び来庁者のマスク着用の方針について

鶴ヶ島市では、鶴ヶ島市危機管理対策本部(令和5年3月8日)を開催し、次のとおり決定しました。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から、令和5年2月10日付け事務連絡「マスク着用の考え方の見直し等について(令和5年3月13日以降の取り扱い)」が発出された。

本市における職員及び来庁者のマスクの着用等について、同事務連絡に準じて対応することとし、その概要については、下記のとおりとする。

記

1 職員の対応

(1) 一律にルールとしてマスクの着用を求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。

なお、各部又は各課において感染対策上又は事業上の理由等により、職員に対してマスクの着用を求めることは許容される。

(2) 本人の意思に反して着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断を尊重する。

(3) 感染対策として設置しているアクリルパネル、手指消毒液等については、当分の間、継続する。

(4) 来庁者から、対応に当たる職員に対してマスクの着用を求められた場合は、マスクを着用する。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染が大きく拡大している場合や、着用が効果的な場面では、一時的に適切なマスクの着用を呼び掛ける場合がある。

2 来庁者への対応

(1) 来庁者個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は、来庁者個人の判断に委ねる。

(2) 「職員のマスク着用については、国(厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)からの「マスク着用の考え方の見直し等について」に基づいて、職員個人の判断に委ねている」旨を各階窓口に掲示する。

3 適用日等

(1) この方針は、令和5年3月13日から適用する。

(2) 今後においても、基本的な感染対策は重要であり、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に基づき、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行を求める。